

## 公表第5号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年3月28日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況等

公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
69	農政部	農政課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.農政部 耕地保護地 (3)高良台地区耕地保護地 (3)-6結果 (指摘) 隣接地との境界を明示するための境界石標等が存在せず、どこまでが久留米市の土地かを確認できない。久留米市の管理の範囲、土地の境界を明確にすべきである。(久留米市財産規則第13条(2))</p>	指摘	平成29年度に測量を行い、久留米市が管理する範囲・土地の境界を確定させ、境界標等により明示しました。
76	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)-6結果 (指摘) 写真①の土地については、隣接地との境界を明示するための境界石標等が存在せず、どこまでが久留米市の土地かを確認できない。久留米市の管理の範囲を明確にすること、並びに、売却の際の隣接所有者との紛争を避けるためにも、土地の境界を明確にすべきである。(久留米市財産規則第13条(2))</p>	指摘	平成28年度に関係者の立会いの下、土地の境界確定作業を行い、境界標を設置しました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
137	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 4. 教育部 (指摘) 財産台帳の金額については、土地台帳価格は固定資産税の路線価×面積とされ、建物台帳価格は、取得価格とされているとの回答を得たが、建物の台帳価格0円の学校施設が11ヶ所、その他一部台帳価格0円の建物を有する学校施設が38ヶ所に及ぶ。台帳価格0円の建物が多数存在する事は問題である。久留米市財産規則34条2項2号によると「建物・工作物及び地方自治法第238条第1項第3号に規定する公有財産又はその他の動産については、建築費若しくは製造費とする。ただし、建築費・製造費によりがたいときは見積価格とする。」とある。早急に価格見積りを行い、建物価格を表示されたい。	指摘	平成26年度中に建物共済責任額を参考に価額の設定を行いました。
172	環境部	環境保全課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5. 環境部 (4) 市有墓地・市営斎場に関連する土地 3市有墓地 (意見) 久留米市内23カ所の墓地のうち、6カ所(上記別表1, 4, 6, 7, 11, 20)で登記簿上の地積と実測地積との相違が認められた。登記簿上の地積を実測地積に合わせる地積変更が望ましい。	意見	登記簿上の地積と実測地積が明らかに異なる2箇所(別表6, 11)については、平成29年度に測量を実施し、地積変更を行いました。 残る4箇所(別表1, 4, 7, 20)は、不動産登記規則100条で、地目が墓地の場合、10㎡以上では、小数点以下は切り捨てられるため、登記簿と実測地積の相違はありません。
173	環境部	環境保全課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5. 環境部 (4) 市有墓地・市営斎場に関連する土地 3市有墓地(3) 高良内墓地 (意見) 高良内墓地のうち九十五把墓地、坂口墓地の2カ所(上記別表6, 7)で登記簿上の地積と実測地積との相違が認められた。登記簿上の地積を実測地積に合わせる地積変更が望ましい。	意見	ご指摘のとおり、九十五把墓地(別表6)は登記簿上の地積と実測地積で相違があったため、平成29年度に高良内町字九十五把3184-2番地の測量を実施し、登記簿上の地積を実測地積に合わせる地積変更を行いました。 坂口墓地(別表7)は、不動産登記規則100条で、地目が墓地の場合、10㎡以上では、小数点以下は切り捨てられるため、登記簿と実測地積の相違はありません。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
174	環境部	環境保全課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (4)市有墓地・市営斎場に関連する土地 3市有墓地(4)隈山墓地 (意見) 同墓地3筆中1筆(久留米市国分町402-1)において、登記簿上の地積と実測地積に相違がある。登記簿上の地積を実測地積に合わせる地積変更が望ましい。	意見	ご指摘部分の筆(402-1)は飛び地にある筆(369-1)の誤りであると思われ、平成29年度に国分町369-1について測量を実施し、登記簿上の地積を実測地積に合わせた地積変更を行いました。
213	市民文化部	文化振興課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 8.市民文化部 (1)石橋文化センター (意見) 随意契約の場合の業者の選定方法に関する基準が明確になっていない。業者を数社選定し、見積書を提出させ、その中で最低価格の業者に受注させているが、最初に何社選定するか、またその中からどのように選定するかの基準が明確ではない。さらに、だれが選定を行うかも正式に決まっていない。修繕工事は金額が大きくなる傾向にあることから、選定基準や選定者を正式に決定しておく必要があると考える。	意見	施設の管理運営を行っている(公財)久留米文化振興会の随意契約の場合の業者選定要領について、久留米市の方法を参考に、平成29年3月に修正を行いました。
227	協働推進部	地域コミュニティ課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 9.協働推進部 (4)個別事項 小森野校区コミュニティセンター (指摘) 小森野校区コミュニティ施設用地(小森野6丁目2031番1)については、財産管理課が所管であるが、鉄筋コンクリート3階建の建物のうち健康福祉部の長寿支援課が老人いこいの家として1階部分の一部を、残りは校区が所有する。併用施設が建つ敷地については、財産管理課所管の普通財産として台帳登録が行われている。国土交通省所管の宝満川法面に、当該地上の建物の犬走り、外階段、ベランダ部分を越境していることが判明。国に対して協議しなければならない。	指摘	平成30年2月に国土交通省と協議を行ったところ、当該敷地は境界確定をしておらず、越境しているかどうかは不明であることが判明いたしました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
230	協働推進部	地域コミュニティ課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>9.協働推進部</p> <p>(4)個別事項 津福校区コミュニティセンター (意見)</p> <p>平成6年5月23日天井カセット型空調設備を寄付されている。金額は1,700,000円。工作物として公有財産総括表に計上されていない。設備、備品を寄付された時の台帳上の取り扱いはどのようになっているのか。</p> <p>【ヒヤリング結果】</p> <p>独立別個である看板などは、工作物として計上しているが、建物と一体と考えられるものについては、金額の多寡に関わらず、工作物として計上はしていない。</p> <p>【意見】</p> <p>今後の会計基準と台帳整備に期待したい。</p>	意見	<p>寄付を受けた空調設備は、老朽化により平成24年8月に撤去されていたことを、平成26年1月に確認しております。また、その後寄付を受けた備品等はありませんので、公有財産台帳と現状は合致しております。</p> <p>今後も全庁的な方針に沿って公有財産台帳の整備を行ってまいります。</p>